委託契約書

【委託者】一般財団法人大阪労働協会（以下、「甲」という。）と【受託者】（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に対して令和７年度中小企業支援補助金（地域の人事部支援事業）に関する業務を委託するにあたり、次の契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第１条　本契約は、令和７年度中小企業支援補助金（地域の人事部支援事業）にかかる委託業務の完遂をその目的とする。

（委託業務の内容）

第２条　本契約において甲が乙に委託する内容（以下、「本件業務」という。）は、甲乙双方の合意に基づき別紙１業務委託仕様書に定めるとおりとし、本件業務の成果（以下、「本件成果物」という。）を納入する場合には、本件業務には本件成果物の完成及びその納品を含むものとする。

２　乙は、本件業務を、関連法令諸規則（監督官庁の告示・通達・要綱及び業界の自主ルール等を含む。）を遵守し、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。

３　乙は、本件業務の統括責任者を定め予め甲に通知し、この者をもって甲から乙及び乙から甲への連絡窓口とする。乙は、統括責任者を変更する場合、直ちに相手方に通知する。

４　甲は、必要がある場合には事前に乙と協議のうえ、本件業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

５　前項の場合において、委託契約期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、甲乙記名押印した変更契約書によってこれを定めるものとする。

（委託契約期間）

第３条　委託契約期間は別紙１業務委託仕様書に定めるとおりとする。

（計画変更）

第４条　乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合を除く。）は、あらかじめ様式第１により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（情報セキュリティの確保）

第５条　乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定め、これを甲の求めにより甲に報告しなければならない。

２　乙は、本件業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときは、その指示に従うものとする。

３　乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

４　乙は、甲の承諾を得て本件委託業務を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して、本契約に定める情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

（事業経過報告）

第６条　乙は、甲から本件業務の進捗状況にかかる資料の提出又は報告を求められた場合、甲に対して、遅滞なく甲が指定する内容の資料を提出し又は報告を行うものとする。

２　乙は、本件業務の遂行に影響を与える事由が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、自己の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、速やかに応急措置を行った後、甲に対して、速やかに書面にて詳細な報告と今後の対応方針について甲に連絡しなければなら

ない。

（現地調査等）
第７条　甲は、本件業務の実施状況の調査及び本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙の事務所、事業場等を調査し、関係者に質問することができる。
２　甲は、再委託先等に対しても、所属の職員に再委託先等の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。この場合において、乙は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な措置をとらなければならない。

（全部再委託の禁止・再委託）
第８条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。また、乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく本件業務を第三者に再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（１）本契約の締結時における別紙２の履行体制図に定めるものであるとき。
（２）甲の承認を得たものであるとき。
（３）別紙３の条件に該当する第三者に対するものであるとき。
（４）別紙４の軽微な再委託に該当するとき。
２　乙は、前項第２号の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ様式第２により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
３　乙は、前項に基づき甲の承諾を得て本件業務の一部を再委託する場合においては、再委託先との契約において乙の本契約上の義務と同等以上の義務を再委託先に課して、これを適切に管理・監督しなければならないものとする。
４　乙は甲に対し、再委託先の本件業務実施に係る一切の行為につき、自ら為したものとして、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（業務完了報告等）
第９条　乙は、本件業務を完了した後、別紙１業務委託仕様書に定める期限までに甲に本件業務の経過及び結果について甲の求める内容を記し、資料を付した様式第３による業務完了報告書及び事業報告書を提出するものとする。
２　本件成果物がある場合には、本件成果物を完成させ、前項の同日までに本件成果物を甲に納入するものとする。

（危険負担の移転）
第10条　危険負担は、前条第１項の業務完了報告書及び実績報告書の提出、及び第２項の成果物の引渡しをもって、乙から甲に移転する。

（委託料）
第11条　本件業務の委託料の額は、別紙１業務委託仕様書に定めるとおりとする。
２　本件業務を遂行する上で必要な実費は乙の負担とする。
３　第１項の委託料の額は、甲乙協議の上、双方記名押印を成した変更契約書により、変更することができる。

（支払うべき金額の確定）
第12条　甲は、第９条第１項の確認及び成果物の引渡しを受けた後、同条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正す

べき事由が判明した場合も、同様とする。

（委託料の支払）

第13条　前条にて確定した委託料について、甲は、様式第４により乙が発行する支払請求書に基づき、支払請求を受けた日の属する月の末日までに乙が指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。尚、振込手数料は、甲の負担とする。

（履行遅滞）

第14条　乙は、本件業務の履行が遅滞したときは、これにより甲に生じた損害を賠償するほか、委託料額につき、遅延日数に応じ、違約金として延引日数１日につき契約金額の1,000分の１に相当する額を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第15条　乙の為した業務が契約内容に適合しない場合、甲は、その選択により、業務の再実施、修補、代替物の引渡又は数量不足の場合は不足分の充足の方法による履行の追完を請求することができる。また、甲は、その選択により、これらに代えて、委託料の減額を請求することができる。ただし、契約内容不適合が甲の故意又は重過失によるものであるときは、甲は、履行の追完又は委託料の減額を請求することができない。

２　乙は、前項の甲の請求に対して、速やかに、乙の負担により、甲の選択に従った業務の履行の追完又は委託料の減額を行う。

３　乙の為した業務が契約内容に適合しない場合、甲は、履行の追完又は委託料の減額の請求のほか、損害賠償（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を請求することができる。また、甲は、契約不適合が軽微であるか否かにかかわらず、事前の催告を要することなく本契約を解除することができる。

４　第１項及び前項の規定による請求又は解除権の行使は、甲が契約不適合を知った時から１年以内に乙にその旨を通知したときに限り、行うことができる。ただし、数量に関して契約内容に適合しないとき、又は乙が検収完了時において契約内容不適合を知り又は重大な過失により知らなかった場合には、この限りでない。

（知的財産権の帰属及び使用）

第16条　乙が本契約に基づき甲に提出する提出物（本件成果物及び第９条の資料、報告書等を含み、以下「提出物」という。）の所有権は、乙が甲に提出した時点をもって乙から甲に移転するものとする。

２　提出物に含まれ、本件業務において新たに成された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権（知的財産基本法第２条第２項所定の知的財産権をいい、知的財産権を受ける権利及びノウハウその他の秘密情報を含む。以下「知的財産権」という。）は、その発生と同時に乙から甲に対して譲渡されるものとする。この場合において、乙は、甲に権利を帰属するために必要な手続きを履践するものとする。ただし、乙及び第三者が従前より保有する著作物の著作権その他の知的財産権は当該知的財産権の保有者に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、その内容を明示するものとする。

３　前項ただし書きの定めに関わらず、甲は提出物を任意に無償で利用又は使用できるものとし、また、甲は第三者に対し提出物（その複製物・翻案物を含む。）の利用・使用をさせることができる。

４　提出物の利用また使用について、乙は、甲から正当に権利を取得した第三者及び甲が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

５　第１項及び第２項に定める権利の移転及び譲渡に関する対価と、前項の不行使の対価は、無償とする。

６　乙は、提出物の利用又は使用が第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害しないことを表明し、保証する。

７　甲は、提出物の利用又は使用が第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害している旨の申立てを受けた場合、乙に対し、乙の責任と費用により対処することを請求できる。なお、かかる申立て及び

乙の提出物が第三者の知的財産権を侵害していることにより甲が損害を被った場合、乙は、甲の損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償する。

（秘密情報）

第17条　本契約における秘密情報とは、本件業務の遂行の過程で乙が知り得た甲の業務上、営業上、技術上の情報、その他一切の情報、及び、乙が第三者から取得した当該第三者の業務上、営業上、技術上の情報、その他一切の情報をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報は秘密情報には該当しない。

（１）開示時点で公知、公用又は一般に使用可能である情報。

（２）甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）が開示した後、乙の責によらないで公知公用となった情報。

（３）乙が第三者（ここにいう「第三者」とは、情報提供者以外の者をいう。）から適法かつ正当に開示を受けた情報。

（４）乙が甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）から開示された情報を利用せずして独自に開発した情報。

（５）乙が甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）から開示を受ける以前に既に自ら適法かつ正当に所有していた情報。

２　乙は、秘密情報の漏えい防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、また、乙は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、秘密情報を漏えいしてはならず、また、甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・提供してはならない。

４　乙は、本件委託業務の遂行に必要な範囲の限りにおいて、その役員、従業員に対し秘密情報を開示することができる。

５　前項の場合、乙はこれらの者に対してその在職中、退職後を問わず、就業規則、秘密保持誓約書の徴収その他の措置を講じて本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

６　乙は、本件業務遂行の目的の範囲を超えて秘密情報を利用してはならない。

７　乙は、甲（当該秘密情報が第三者のものである場合は当該第三者）の書面による事前の承諾なく、本件業務遂行の目的の範囲を超えて秘密情報の加工、改ざん、複製を行ってはならない。ただし、安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。

８　乙は、不要となった場合、甲から要請された場合、本件業務が終了した場合又は本契約が終了した場合、直ちに秘密情報を甲の指示に従い返還又は廃棄しなければならない。廃棄する場合は、破砕等の方法により秘密情報を復元・判読不可能な状態に消去又は廃棄し、廃棄したことを書面にて甲に証明するものとする。但し、甲が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。

９　甲は、秘密情報及びこれに関連して提供する情報の一切について、いかなる保証も行わず、またその利用により乙に損害が発生した場合も責任を負わない。

10　秘密情報の複製物は、秘密情報に準じて取り扱うものとする。

（個人情報の取扱い）

第18条　乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項及び第２項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

２　乙は、個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）。

3　乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第５より作成した個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

4　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

（３）委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

5　乙は、委託業務において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び委託先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

6　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

7　乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第６より作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

8　乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

9　乙は、甲から預託された個人情報等以外に、委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

10　乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、き損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

11　本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（監査）

第19条　甲は、必要に応じ、乙（乙の再委託先及びそれ以下の委託先を含む。）の事務所、事業場等において、秘密情報及び個人情報の管理状態等について調査し、報告を求め、乙に対し必要な指示をすることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応ずるものとする。

2　前項の調査の結果、乙の秘密情報又は個人情報の管理状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に

対し、その改善を求めるとともに、乙が秘密情報及び個人情報を適切に管理していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（事故時の対応）

第20条　乙は、万一秘密情報又は個人情報の流出・漏洩等の事故が生じたときは、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別される特定の個人）への対応について直ちに報告しなければならない。また、乙は、原因の究明その他苦情や問い合わせ等に対応するために必要な情報を甲に提供するものとし、甲からさらなる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、その指示に従うものとする。

（通知）

第21条　乙は、次の各号に定める事項を行う場合、予め（事後に知った場合には直ちに）、書面をもって、甲に通知しなければならない。

（１）合併、会社分割、株式交換、株式移転、新株発行又は株式譲渡（乙の発行済み株式総数の３分の１以上の変動を生じないものは除く）

（２）事業の全部又は一部の譲渡

（３）乙の発行済み株式総数の３分の１以上の株主の変動

（４）その他、乙の支配権の実質的な変動

（５）本店所在地、商号、代表者の変更

（損害賠償）

第22条　甲は、本契約の履行に際して相手方から損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を与えられたときは、その賠償を乙に請求することができる。ただし、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。

（相殺）

第23条　甲は、本契約に基づき乙から支払いを受けるべき金銭債権を有する場合、当該金銭債権に係る乙の債務の弁済期が到来しているか否かを問わず、乙に対し、当該金銭債権と自らが乙に対して負担する債務とを対当額において、いつでも任意に相殺することができる。

（甲の契約の解除等）

第24条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

（１）正当な理由なく本件業務の全部又は一部に着手しないとき

（２）本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき

（３）本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む。）又はこれらの使用人等に不正の行為があったとき

（４）その違反が軽微か否かに関わらず、本契約（特記仕様書を含む。）に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき

（５）故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき、又は甲の職務の執行を妨げたとき

（６）乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき

（７）契約期間内に本件業務を完了しないとき又は契約期間内に本件業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき

（８）別紙特記仕様書記載の解除事由に該当したとき

（９）所轄官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき

（10）公租公課の滞納処分を受けたとき

（11）競売、仮差押、仮処分、又は強制執行の申立を受けたとき

（12）支払い停止の状態になったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（13）解散したとき、又は私的整理の手続きに入ったとき
（14）破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の手続開始の申立があったとき
（15）合併、株式交換若しくは株式移転を行ったとき又は乙の株主が乙の発行済み株式総数の３分の１以上変動したとき等、乙の支配権に実質的な変動があったとき
（16）本件業務に関連する事業に係る会社分割、又は当該事業の譲渡を行ったとき
（17）前各号と類似の事由が生じたとき
２　乙は、前項各号のいずれかに該当する場合、本件業務により生じた債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行しなければならない。
３　乙が第１項各号のいずれかに該当する場合、甲に損害を与えたときはその損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償しなければならないものとし、第１項の規定により甲が本契約を解除した場合、乙は解除により甲に生じる損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償するものとする
４　第１項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対してそれまでに乙が履行した業務の対価及び費用を支払う義務を負わないものとする。

（乙の契約の解除等）
第25条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認められ、それにより本件業務を完了することが不可能となったときは、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
（１）本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき
（２）その違反が軽微か否かに関わらず、本契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき
（３）故意又は過失により乙に重大な損害を与えたとき、又は乙の職務の執行を妨げたとき
（４）甲からこの契約の解除の申し入れがあったとき
（５）所轄官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき
（６）租公課の滞納処分を受けたとき
（７）競売、仮差押、仮処分、又は強制執行の申立を受けたとき
（８）支払い停止の状態になったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
（９）解散したとき又は私的整理の手続きに入ったとき
（10）破産又は民事再生の手続開始の申立があったとき
（11）前各号と類似の事由が生じたとき
２　甲は、前項各号のいずれかに該当する場合、本件業務により生じた債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行しなければならない。
３　甲が第１項各号のいずれかに該当する場合、乙に損害を与えたときはその損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償しなければならないものとし、第１項の規定により乙が本契約を解除した場合、甲は解除により乙に生じる損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償するものとする。

（中途終了に伴う措置）
第26条　第24条から前条までの規定により本契約が解除された場合その他、本契約が中途で終了し場合においては、乙は既に業務を完了した部分について、速やかに業務の経過及び結果について甲の求める内容を記し資料を付した業務報告書を提出するとともにそれまでに成した本件成果物を納入し、甲の検査を受けなければならない。甲は、当該検査に合格した部分を引き受けるものとし、甲が受ける利益の割合に応じて乙に委託料を支払わなければならない。その額は甲と乙の双方で協議して定める。また、既に受領した委託料がある場合にはこれを精算し、残金が生じた場合は、直ちに甲に返還しなければならない。

（権利義務の移転禁止）
第27条　甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引受させ、又は担保に供すること

ができない。

２　甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとし、また、併せて、相手方に対して、前項の違反及び解除に基いて発生する損害（弁護士費用を含むがこれに限らない。）の賠償のほか、委託料の100分の20に相当する額を違約金として請求することができる。

（合意管轄）

第28条　本契約により生ずる権利、義務に関する一切の紛争については、その訴額に応じて大阪簡易・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第29条　第８条（全部再委託の禁止・再委託）第３項、第14条（履行遅滞）、第15条（契約不適合責任）、第16条(知的財産権の帰属及び仕様)、第17条(秘密情報)、第18条(個人情報の取扱い)、第22条(損害賠償)、第23条(相殺)、第24条(甲の契約の解除等)第２項ないし第４項、第25条(乙の解除等)第２項･第３項、第26条(中途終了に伴う措置)、第27条(権利義務の移転禁止)、第28条(合意管轄)及び本条の定めは、本契約が終了した場合においても有効に存続するものとする。

(疑義の決定)

第30条　本契約に定めのない事項が生じたとき、また解釈に疑義が生じたときは、その都度甲･乙協議の上、決定する。

甲乙双方の合意の証として、本契約書２通を作成し、甲と乙が各々記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年●月●日

委託者(甲)　大阪市中央区石町二丁目5番3号
一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　　印

受託者(乙)【所在地】
【会社名】
【代表者名】　　印

（別紙１）

業務委託仕様書

１． 件名

令和７年度「中小企業支援補助金（地域の人事部支援事業）」伴走・横展開支援事業

２．委託業務の内容

①「地域の人事部」の取組の定着・自走化を図るための伴走・横展開支援事業

②事業報告書・取組概要の作成

３．委託契約期間

令和７年＿＿月＿＿日から令和８年２月27日まで

４． 業務の履行場所

【事業者名】（【所在地】）

５．業務完了報告等期限

令和８年２月27日まで

６．成果物の納入場所

一般財団法人大阪労働協会（大阪市中央区石町二丁目5番3号労働センター南館２階）

７．委託金額

金＿【委託金額】＿＿円（うち消費税、地方消費税＿【消費税】＿円を含む）

８． 業務実施にかかる特記事項

本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、一般財団法人大阪労働協会と協議のうえ進めることとする。

以上

（別紙２）

【履行体制図に記載すべき事項】
・本委託業務の遂行に関与する全ての各事業参加者の事業者名及び住所
・契約金額
・各事業参加者の行う業務の範囲（具体的かつ明確に記載すること）
・業務の分担関係を示すもの

ただし、次に掲げる事業参加者については記入の必要はない。
・契約金額１００万円未満の契約の相手方

①通常（甲乙間）の契約の場合

事業者名	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
○○（乙の事業者名を記載）	東京都○○区・・・・	※甲乙間の契約金額について、算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
Ａ（再委託先）	東京都○○区・・・・	※乙と各事業者間の契約金額について、算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
Ｂ（再委託先）	〃	〃	〃
Ｃ未定（再委託先）	〃	〃	〃
Ｄ（再々委託先）	〃	記入不要	〃
Ｅ未定（再々委託先）	〃	〃	〃
Ｆ（それ以下の委託先）	〃	〃	〃

②再委託費率
再委託・外注費（※）の契約金額（見込み）の総額（消費税込み）÷契約総額（消費税込み）×１００により算出した率を記載。
※「再委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※１）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、Ⅲ再委託・外注費」に計上される総額経費
※１「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。
※契約金額１００万円未満の再委託・外注費も含んだ金額で算出すること。

	％

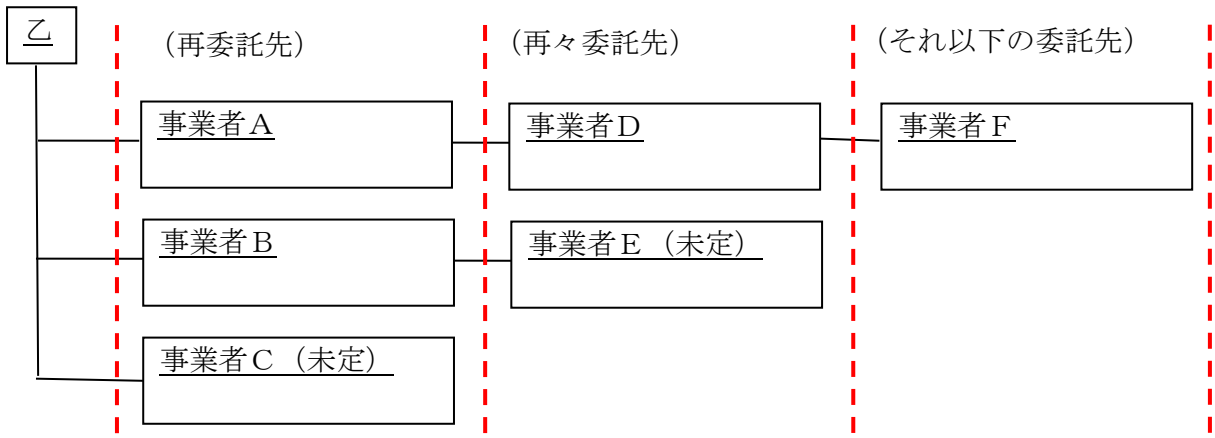
乙
（再委託先）
（再々委託先）
（それ以下の委託先）
事業者Ａ
事業者Ｂ
事業者Ｃ（未定）
事業者Ｄ
事業者Ｅ（未定）
事業者Ｆ

（別紙３）

特定の再委託先（※）を決定するに当たっての条件

【条件の記載例】

（１）再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。

委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。

（２）事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。

①再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。

②再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態（注１）（ただし、当該再委託契約の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合（注２）を除く。）にないこと。

（注１）：「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。

（注２）：資金の確保状況については別紙２履行体制図の業務の範囲欄において、記載すること。

③再委託を受ける事業者が、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【再委託を行わない場合の記載例】

・条件による再委託先決定は行わない。

※「特定の再委託先」とは、別紙２の履行体制図において「未定」となっている再委託先をいう。

（別紙４）

軽微な再委託

軽微な再委託とは契約金額１００万円未満の再委託をいう。

特記仕様書

【特記事項１】
（談合等の不正行為による契約の解除）
第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。
　イ　独占禁止法第 61 条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき。
　ロ　独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
　ハ　独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第１項又は第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る通知文書等の写しの提出）
第２条　乙は、前条第１号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
（１）独占禁止法第 61 条第１項の排除措置命令書
（２）独占禁止法第 62 条第１項の課徴金納付命令書
（３）独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書
２　乙は、前項第２号又は３号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為による損害の賠償）
第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、約定の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
３　第１項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】
（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）
第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）
第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
３　乙が、本契約に関し、第４条又は前条第２項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、約定の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
５　第２項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）
第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

計画変更承認申請書

契約書第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名

契約締結日	
契約件名	

２．委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託金額	

３．業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	

４．計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

５．再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

６．履行体制図（契約書別紙２に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

７．委託金額に対する再委託の割合が５０パーセントを超える場合は、その理由（業務内容、選定理由等）

※　必要に応じ、別葉を作成すること。
※　グループ企業（委託事業事務処理マニュアル３ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。
（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

（様式第２）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

契約書第８条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

３．履行体制図（契約書別紙２に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※　必要に応じ、別葉を作成すること。
※　グループ企業（委託事業事務処理マニュアル３ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。
（この申請書の提出時期：再委託を行う前。）

（様式第３）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

業務完了報告書

契約書第９条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．委託金額

委託金額	

３．委託業務完了期限

委託業務完了期限	

４．委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	

（　この報告書の提出時期：委託業務が完了した後、直ちに。）

（様式第４）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

支払請求書

契約書第 13 条の規定に基づき、支払を下記のとおり請求します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	

内訳（対象欄には税抜き額を、内税欄には税額を記載のこと。）

消費税及び地方消費税率別内訳	10%対象		内税	
	8%対象		内税	

３．振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

（この請求書の提出時期：委託業務の完了後。）

（様式第５）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第 18 条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．実施体制図（契約書別紙２の履行体制に準じて作成すること。ただし、第８条第１項各号に該当する再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

変更前	変更後

３．取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

取扱業務の再委託先の氏名又は名称（注）	取扱業務の再委託先の住所	再委託する理由	個人情報等の内容	再委託する業務の概要

（注）再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

４．再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期（報告予定時期を記載。）

※　必要に応じ、別葉を作成すること。
　個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。
（この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。）

（様式第６）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人大阪労働協会
理事長　加藤　信二　宛

住所
名称
代表者氏名

返却又は廃棄等報告書

契約書第 18 条第７項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

契約締結日	
契約件名	

２．返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄の別	個人情報等の有無	返却・廃棄の方法

※　必要に応じ、別葉を作成すること。
（この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。）